

住民課からのお知らせ

① 固定資産縦覧帳簿の縦覧ができます

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自己の土地・家屋の価格(評価額)について、町内のほかの土地・家屋と比較することができます。また、同時に課税台帳の閲覧もできます。

◆固定資産縦覧帳簿に記載されている内容

土地 住所・地番・地目・地積・評価額(所有者の記載はなし)

家屋 住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・建築年(所有者の記載はなし)

◆縦覧の目的 ほかの土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者 町内に所在する土地および家屋の納税者(代理人を含む)

◆閲覧の対象者

- 納税者本人
- 借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方(契約書など権利関係を示す書面が必要です。)

◆必要なもの

- 納税者本人 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)
- 代理人 代理人の本人確認ができるものと委任状、または依頼者の署名もしくは記名・押印

◆期間 4月1日(月)から5月31日(金)まで ※土・日・祝日は縦覧・閲覧できません。

令和6年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例があります

価格が上昇した土地であっても、税額を据え置く特別な措置が令和6年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和6年度の価格について、令和6年4月1日から令和6年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間においても審査申出をすることができます。

○縦覧場所・お問い合わせ 本庁 住民課 資産税係 ☎43-2816
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

① 「しよい窓口」が始まりました

これまで住民票や税務関係などの証明書交付、出生届など各届出書に伴う役場窓口での手続きは手書きで申請書を作成していただいていたのですが、窓口タブレットを導入し、「しよい窓口」の運用が始まりました。

◆めんどろな手書きの手間を削減

今までは申請書作成に氏名や住所情報などを何度も書いていただく必要がありましたが、「しよい窓口」によってタブレットを活用してデジタルで申請書を作成することで、来庁者の負担を軽減します。

証明書発行専用窓口で素早く手続き

- ・税務関係証明と住民票などの証明窓口を統一します。
- ・マイナンバーカードなどを読み込み、氏名、住所情報を自動入力し、申請書作成の手間が削減されます。

その他手続き用窓口

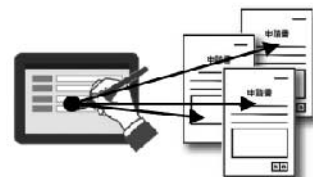
証明書発行窓口



タブレットによる申請書作成で何度も書かせない

タブレットの質問に答えていくと必要な手続きが自動で選択され、職員と確認しながら申請書を作成します。

氏名、住所情報など同じ項目は一度入力すれば申請書間で流用が可能です。



マイナンバーカードをお持ちいただくとよりスムーズに手続きができます。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機(キオスク端末)で住民票の写しなどが取得できます。

○お問い合わせ 本庁 企画調整室 デジタル推進係 ☎43-2177



コンビニ交付の詳細はこちら